

別添 1

災害用統一 SSID 「00000JAPAN」 参加資格

目次

1. 総則
 - 1.1 参加資格策定の背景と目的
 - 1.2 参加資格の見直し
2. 参加基準
 - 2.1 基本的な考え方
 - 2.2 技術的な基準
 - 2.2.1 無線LAN停止機能
 - 2.2.2 SSID の送出・停止
 - 2.3 運用面の基準
 - 2.3.1 大規模災害用ポータルサイト
 - 2.3.2 00000JAPAN の発動を迅速に行うための体制
 - 2.3.3 セキュリティ上の考慮
 - 2.3.4 平時の周知
 - 2.3.5 災害直後初動期の周知方法
 - 2.3.6 災害復旧期の周知方法
 - 2.3.7 情報共有の機能
 - 2.4 体制等
 - 2.4.1 営利目的の排除
 - 2.4.2 継続的運用
3. 申請
 - 3.1 確認書の提出
 - 3.2 確認書チェックの有効期限

1. 総則

1.1 参加資格策定の背景と目的

「00000JAPAN」の普及にあたっては、無線LAN機器・システム等に関する技術的課題に加え、「営利目的利用の禁止」「平時の悪用防止」などの運用上の課題もあることから、「00000JAPAN」参加にあたって一定の基準を設ける目的で本参加資格を定めている。

また、本参加資格については、「00000JAPAN」が普及期にあることに鑑み、個々の基準は「推奨」のレベルとしている。参加者においては、「00000JAPAN」の運用にあたっては、その善良な運用を願いたい。

1.2 参加資格の見直し

本参加資格は、「大規模災害発生時における公衆無線LANの無料開放に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」に基づいて策定しており、ガイドラインの見直しや、今後の無線LANを取り巻く技術、ビジネスモデル、自治体等の災害対策規定等の見直し等を踏まえて、適宜その内容を見直すことがある。

なお、具体的な運用の細目等については、無線LANビジネス推進連絡会（以下、連絡会）活動の中で検討・周知等を行っていくこととする。

2. 参加基準

2.1 基本的な考え方

「00000JAPAN」参加資格の細目等については、連絡会の活動を通じて検討・周知等を行っていくことから、参加にあたっては、連絡会の正会員以上であることが望ましい。なお、公共団体や地方公共団体等については、現行制度の「特別会員」での参加も可能とする。

また、「00000JAPAN」の具体的な運用にあたっては、本参加資格に定める基準等を満足するよう努めなければならない。なお、本基準を満足しないと事務局が判断した場合には、参加資格を取り消す場合がある。

2.2 技術的な基準

2.2.1 無線LAN停止機能

参加者が災害時に「00000JAPAN」を開放する公衆無線LANサービスの全APについて、APの上位回線が切断された場合に無線LANを停止する機能を有していることが望ましい。

2.2.2 SSIDの送出・停止

参加者が災害時に「00000JAPAN」を開放する公衆無線LANサービスについて、災害発生時の当該エリアにおける災害用統一SSIDの送出、及び復旧後の同SSIDの停止を迅速且つ確実に行える手段を有していること。

なお、災害用統一 SSID「00000JAPAN」の視認性の観点から、開放を計画する事業者等は、通常の SSID を設定する際には「00000JAPAN」より上位に表示される SSID の利用を避けることが望まれる。

2.3 運用面の基準

2.3.1 大規模災害用ポータルサイト

参加者が平時にポータルサイトを運用している場合には、大規模災害用のポータルサイトを準備していることが望ましい。

2.3.2 00000JAPAN の発動を迅速に行うための体制

「大規模災害時における公衆無線 LAN 無料開放に関するガイドライン」で定めた発動契機に準じ、00000JAPAN を開放できる仕組み・運用体制を有すること。

また、大規模災害発生時には、自治体災害対策本部に参集、あるいは連携体制を取り、災害対策本部からの開放要請に対応できること。

2.3.3 セキュリティ上の考慮

「00000JAPAN」無料開放時の利用上のセキュリティに関するリスクについて周知広報に努めること。

2.3.4 平時の周知

防災訓練等を通じて、無線 LAN 開放に関する周知活動に努めること。

2.3.5 災害直後初動期の周知方法

災害発生時に無線 LAN を開放した場合、その周知が行えること。

2.3.6 災害復旧期の周知方法

災害復旧期の無線 LAN 開放、及び解除の周知が行えること。

2.3.7 情報共有の機能

大規模災害発生に伴い、「災害用統一 SSID」の運営主体間の情報共有の仕組みが立ち上がった場合にはこれに対応できること。

2.4 体制等

2.4.1 営利目的の排除

本参加資格を持って、営利を目的とした運用、宣伝等を行わないこと。

2.4.2 継続的運用

2項に定める参加基準について、継続的に維持できる体制、ルール等が整備されていること。

3. 申請

3.1 災害用統一 SSID 事業者登録申請書兼誓約書の提出

「00000JAPAN」の開放を計画する事業者等は、**あらかじめ別添 2 の災害用統一 SSID 事業者登録申請書兼誓約書（以下、申請書）**を無線 LAN ビジネス推進連絡会に提出し、そのチェックを受けなければならない。

連絡会事務局は提出された申請書を速やかにチェックし、問題がないと判断した場合にはその旨を文書により回答する。また、改善が必要と判断した場合には、速やかにその内容を文書により回答する。この場合、事業者等は、改善を実施した内容に基づき、**申請書**を再度提出するものとする。